

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 離婚した妻の医療費

Q : 数年前から入院加療を続けていた妻とこの度、離婚しました。

ところで、離婚するまでの間の医療費のうち未払いのものを、離婚後に病院に支払いましたが、この医療費も私の医療費控除の対象になりますか。

A : 対象になります。

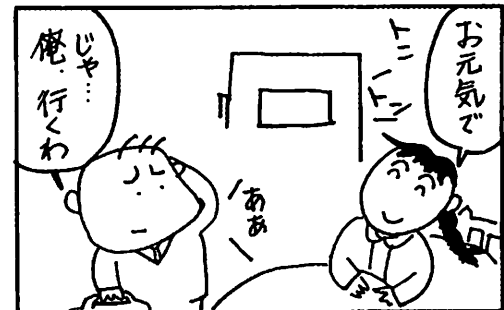
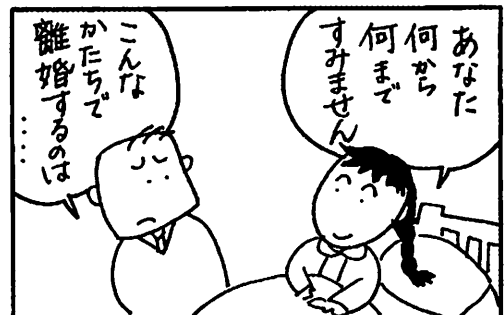
【解説】

医療費控除は、自分自身の医療費を支出した場合のみならず、「生計を一にする配偶者その他の親族」の医療費を負担した場合にも認められることになっています。

生計を一にする親族に係る医療費とは、医療費を支出すべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時の現況において、生計を一にし、かつ親族である人に係る医療費とされています。なお、「医療費を支出すべき事由が生じた時」とは、医師などによる診療等の役務の提供を受けた時又は医薬品の購入をして使用した時をいいます。

生計関係又は身分関係の異動によりその親族が生計を一にする親族に該当しなくなった後において支払った医療費であっても、その医療費がその納税者と生計を一にし、かつ、親族であった間において生じたその親族に係るものであるときは、その医療費について医療費控除を受けることができます。

したがって、ご質問の場合の医療費は、その支払った年分の医療費控除の対象になります。



KIMIYO・I